



※4：在宅訪問に係る薬局の連絡先（時間外・緊急時を含む）は、薬局より患者に直接提供しますのでそちらをご確認ください。

※5：在宅医療等に必要となる医療材料・衛生材料を取り扱う薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せ・ご相談ください。

※6：高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けている薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せください。

※7：医療的ケア児等の小児への在宅訪問に対応する薬局です。どのような調剤業務に対応できるかなど、具体的な内容は薬局にご相談ください。

【本リストに関する問合せ先（地域住民の皆様）】

○本リストの内容に関しましては、下越薬剤師会までお問合せください。

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の皆様）】

○**本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちに下越薬剤師会までご連絡ください。**また、本リストへの掲載を希望する薬局（薬剤師会の会員・非会員を問いません）の方もこちらまでご連絡ください。